

山梨県野菜生産出荷安定資金造成事業費補助金交付要綱

昭和52年4月1日制定

（趣旨）

第1条 知事は、野菜の生産及び出荷の安定的増大を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律103号。以下「安定法」という。）第10条及び第12条に基づき指定野菜価格安定対策資金及び契約指定野菜安定供給資金の造成を行うとき、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）別記2指定野菜価格安定対策事業実施要領及び別記3契約指定野菜安定供給事業実施要領に基づきその資金の造成の円滑化に資する事業を行う公益社団法人山梨県青果物経営安定基金協会（以下「協会」という。）が、機構に納付する納付金に係る経費に対し、山梨県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及びこの要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象事業等）

第2条 前条に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第4条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書（様式第4号）により協会に通知するものとする。

（交付の条件）

第5条 規則第6条に規定する補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- （1）補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
- （2）補助対象事業を中止又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。

（変更承認申請）

第6条 前条各号の規定により承認を受けようとする場合は、その理由及び内容を記載した変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定により実績報告をする場合は、補助対象事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号に準ずる)
- (2) 指定野菜価格安定対策資金実績(様式第3号に準ずる)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができる。

2 協会は、補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第9条 知事は、協会から第7条の規定による実績報告書を受領したときは、報告書等の審査及び必要に応じ行う現地調査により、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第8号)により協会に通知するものとする。

- 2 知事は、協会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、協会の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付を受けた協会が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 規則又はこの要綱に違反したとき。
 - (2) 知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 交付された補助金を他に流用したとき。
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (5) 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。
- 2 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - 3 補助金の交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - 4 補助金の返還を命ぜられ、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した遅滞金を県に納付しなければならない。

(書類の整備保管)

第 11 条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類等は、当該補助対象事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間整備保存しておかなければならない。

附則

1 この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 16 年 2 月 17 日から施行及び適用する。

附則

1 この要綱の一部改正は、平成 18 年 4 月 20 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1 この要綱の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

2 従前の要綱により事業を実施したものについては、改正後の要綱により取り扱うものとする。

附則

1 この要綱の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(別表)

補助対象事業	補助対象経費	補助率
山梨県野菜生産出荷安定資金造成事業	協会が、安定法に基づき資金の造成を行う機構に対して納付する納付金に要する経費	納付金の 10 / 10 以内